相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県柏崎市大字大広田七〇八番地一、最後の住所新潟県柏崎市若葉町三番二六号
被相続人　亡　栗原　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月一日
東京都千代田区永田町二―一〇―二　TBRビル七〇八号　奥川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　奥川　貴彌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市中区松影町三丁目一二番地の二、最後の住所横浜市金沢区釜利谷西一丁目四九番六号
被相続人　亡　立石　欣吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月一日
神奈川県鎌倉市岡本二丁目二番一―四一四号
相続財産管理人　松本　昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県小千谷市東栄一丁目乙七四二番地二、最後の住所新潟県長岡市稲保二丁目五〇一番地三
被相続人　亡　新保　紀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月一日
新潟県長岡市豊田町一一番地一八（事務所新潟県長岡市笹崎三丁目三―一三）
相続財産管理人　弁護士　片沼　貴志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市大門二丁目七番地八、最後の住所愛知県岡崎市大門二丁目二〇番地八
被相続人　亡　浅井　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月一日
愛知県岡崎市祐金町一二五ジブラルタ生命岡崎ビル六階山本健司法律事務所
相続財産管理人　弁護士　阿讃坊明孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県境港市上道町三一一三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　永田　綠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月一日
兵庫県尼崎市武庫之荘二丁目三番一号三階
相続財産管理人　田所　紳二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県邑智郡邑南町和田四六七番地一、最後の住所広島市安佐北区あさひが丘九丁目一六番一六号
被相続人　亡　小笠原虎**藏**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月一日
事務所広島市中区八丁堀二番三一号
相続財産管理人　弁護士　紅山　綾香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県鳴門市大津町吉永一七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　藤川　義明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月一日
徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜三一一番地四五
相続財産管理人　奥谷　雅晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市立花二丁目二番地、最後の住所愛媛県松山市中村四丁目一一番三八号メゾン中村Ⅱ一〇三号
被相続人　亡　有光　里美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月一日
愛媛県松山市水泥町七九五番地八
相続財産管理人　塩田　勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県南国市里改田四六五番地二、最後の住所高知県南国市里改田四六六番地
被相続人　亡　竹内　雅和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月一日
高知県高知市小津町八番七号
事務所高知県高知市小津町八番七号
相続財産管理人　門田　作平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県玉名郡長洲町大字長洲三二五三番地、最後の住所熊本県玉名郡長洲町大字長洲八一八番地六一
被相続人　亡　濱**邊**　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月一日
福岡県大牟田市不知火町一丁目一―二―五階
相続財産管理人　弁護士　後藤　大地

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成21年10月1日

記

［掲載順序］
①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社ツアードリーム　②第３種旅行業　③青森県知事登録旅行業第３―121号　④株式会社ツアードリーム　青森県弘前市大字大町三丁目16番地３　代表取締役　一戸悟　⑤本社営業所　青森県弘前市大字大町三丁目16番地３　⑥平成13年３月30日　⑧平成15年９月29日　⑩580,420円　⑪青森県知事　⑫青森県弘前市大字大町三丁目16番地３　株式会社ツアードリーム　代表取締役　一戸悟